

水環境課備品借用申請書（兼借用承認書）

申請日 令和 年 月 日

北九州市 水環境館 様

以下のとおり、備品を借用したいので申請します。

申請者住所			
申請者氏名	(フリガナ)		●生年月日 (M・T・S・H 年 月 日) ●性別 (男・女) <small>※申請者が法人や団体の場合は、上記事項 (生年月日・性別) の記載された役員名簿を添付すること</small>
申請者連絡先	担当者氏名	電話番号	
借用物品	カヌー _____ 艇	パドル _____ 本	
	ライフジャケット (大人用) _____ 着	ヘルメット _____ 個	
	ライフジャケット (子供用) _____ 着	その他 _____	
借用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
活動件名			
内容			
参加予定人数			
使用日	令和 年 月 日	使用場所	
安全管理責任者氏名 (現場で指導する者)			
保険の有無	有 (名称 _____) ・ 無		
備考	1 申請者は太枠内を記入してください。 2 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 裏面の「借用にあたっての注意事項」をよく読んで申請・使用してください。		

上記のことについて次の条件を付して借用を承認します。

借用の条件	1 裏面の「借用にあたっての注意事項」を厳守すること。厳守しない団体等については、今後、利用申請について、承認しないことがある。 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、借用の承認を取り消すことがある。 なお、水環境館が借用の承認を取り消したため、申請者及び使用者に損害が生ずることがあっても、水環境館はその責任を負わないものとする。 (1)借用の承認条件に違反したとき。 (2)借用の申請に虚偽の記載、その他不正な手段により借用の承認を受けたとき。 (3)申請者及び使用者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。 (4)その他、市が借用の承認を取り消すことが適当と判断したとき。 3 使用者は、備品の使用が終わったとき、又は借用を停止され、若しくは、承認を取り消された時は、直ちに返却しなければならない。 4 使用者は、備品使用前に点検すること。備品の使用中に発生した事故等については、使用者がその責任を負い、水環境館は責任を負わない。 5 使用者は、その責に帰す理由で備品の全部又は一部を滅失、毀損した場合は、損害賠償をしなければならない。 6 使用者は、備品の使用が原因で、市又は第三者に損害を生じさせた場合は、損害賠償をしなければならない。
-------	--

水環境館承認	水環境課承認
--------	--------

【借用にあたっての注意事項】

- 1 貸し出しする備品は次のものです。
カヌー・パドル・ライフジャケット・ヘルメット等の備品
- 2 (1) 貸し出しの対象は、次の活動・団体です。
学校教育、社会教育、生涯学習等の講座、河川清掃等の地域活動、調査等の活動。
教育を目的とした団体、まちづくり協議会等の地域団体、研究団体等。
(2) 原則として、北九州市内の団体・個人に貸し出しを行います。市外の場合は公共機関に対してのみ貸し出しを行います。
(3) レクリエーションのみを目的とした活動および営利を目的とした活動に対する貸し出しは行いません。
(4) 疑義が生じた場合は、水環境館長が判断します。
- 3 貸し出しを受ける時は、借用にあたっての注意事項をよく読み、借用申請書に所定事項を記入し、許可を受けた後、必要事項（安全管理、運搬等）について説明を受けてください。
- 4 不注意により破損、または紛失した場合、弁償していただくこととなります。借用時にカヌー等に破損がないか点検してください。また、使用後は、利用報告書を提出してください。
- 5 安全管理については、次の点に留意してください。
(1) 必ず現場の安全管理責任者を定め、申請書に記載してください。
(2) 安全管理について係員と事前に協議し、指示に従ってください。
(3) カヌーを使用する際は、ライフジャケットを必ず着用してください。
(4) 天候の急な変化に注意するとともに、大雨警報、強風警報発令時等の際は、借用した備品を使った河川でのイベント等を中止すること。
- 6 使用者の負傷や事故の責任は借用者で負ってください。
- 7 係員の指示する日時、場所において、カヌーの搬出、搬入を行ってください。
- 8 カヌー、ライフジャケットは、使用後によく洗い、乾燥させて返却してください。
- 9 貸し出し費は無料です。ただし、運搬にかかる費用は負担してください。
- 10 又貸しを厳禁します。